

全農林労働組合東京地方本部林野庁分会交渉

議 事 要 旨

- 1 . 開催日時：平成22年3月23日（火）12:12～12:52(40分)
- 2 . 場 所：林野庁入札室
- 3 . 出席者：
組合 小島智委員長、森満輝副委員長、木村哲哉書記長、長谷川恵美会計長
前原健人執行委員
当局 佐藤速水林政課長、田中謙司人事総括、木村大助人事第1班長
中島勇雄人事管理班長、洞田貫勝好会計経理第2班長、並木孝行管理係長
- 4 . 議題：「2010雇用、労働・生活条件の改善についての要求書」について
（別添「要求書」）

5 . 議事概要

（中島人事管理班長）

ただ今から、全農林労働組合林野庁分会から3月10日付けで申し入れのありました要求書について交渉を始めます。

本日の「進め」につきましては、窓口で整理させていただいておりますので、それに基づいて進めさせていただきます。

まず、本日の出席者でございますが、昨年8月の「新たな労使関係の構築に関する基本方針」の施行後、初めての交渉ということですので、当局側の出席者を紹介します。佐藤林政課長、田中人事総括、木村人事第1班長、洞田貫会計経理第2班長、並木人事管理班管理係長、最後に私人事管理班長の中島です。宜しく願います。

次に、全農林林野庁分会の出席者の紹介をお願いします。

（木村書記長）

全農林林野庁分会の出席者を紹介します。小島委員長、森副委員長、長谷川会計長、前原執行委員、最後に私書記長の木村です。当初6名ということで申し入れておりましたが、1名が休暇ということで、本日は5名となっています。

（中島人事管理班長）

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく、予備交渉段階での取り決めた事項を報告します。「新たな労使関係の構築に関する基本方針」第3の(3)に定められている交渉の対象となる事項の要件に基づき、いただいている要求書の中の、のうち、2、3の(3)、4の(1)のの前段、(2)、のうち3、6、7のみを交渉事項とし、その他については、管理運営事項、権限外事項、上部機関（中央本部及び東京地本）での交渉事項であることから、要望事項として承ることで整理しました。それを前提として交渉を始めたいと思います。

始めに、委員長から要求書の趣旨等についてご発言をお願いします。

（小島委員長）

本日は、新たな労使関係制度確立後の初めての交渉であり、また本省の分会

においての最初の交渉となり、要領がつかめないところもありますがよろしくお願ひします。

さて、本日の要求については、当分会として従来から「明るく働きがいのある職場づくり」を目指しており、今回は先日組合員へ行った「私要求アンケート」の結果等を反映したものであり、いずれも私たちの生活と労働条件の維持・改善に向けた切実な要求でありますので、誠意ある回答をお願いします。

それでは交渉事項として取り上げる個別事項について主な要求内容を説明させていただきます。

2の林野庁の人事交流の拡大に向けた行動計画について、昨年の秋にこの計画が示されたところですが、内容は林業技術者について中心に記載されており、事務職関係については触れられておりません。林野庁としては技術を中心とすることは理解できますが、現実には事務関係の仕事もあります。この事務関係の職種については何らかの方針、要するにキャリアプランが見えないのです。ある程度ルートが判っていれば、考えが整理され混乱しないで済むのではと考えます。更に、女性職員の登用についての考え方は、本省の他局ではほとんど記載があるのですが、林野庁では記載がない。林野庁では女性の登用の考え方がないのかとなってしまうので、その考え方を明らかにしていただきたい。

3の(3)業務量を減らすための的確な指示、4の(1)、(2)超過勤務の縮減についてですが、森林・林業再生プランの推進等大変な業務量の中で、職員は過労死寸前の状況にあります。職員の健康に配慮し、超勤の軽減等が図られるよう強く要求します。

その他の要求事項についても、従来から要求していたもので解決に至っていないものでありますので、よろしくお願ひいたします。

(佐藤林政課長)

はじめに、現在林野庁においては、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定や「森林・林業再生プラン」の各種施策の推進、国有林野事業の一般会計化の検討、さらには、事業仕分けなど行政刷新会議への対応等、重要な案件が山積しているところであります。これらについて、当局として職員並びに職員団体の皆様のご協力を賜りながら、適切に対処していく考えであり、ご理解をお願いします。

さて、ただ今、委員長から要求書の趣旨についてお話があったところでありますが、その内容は、林野庁におけるキャリアプランの考え方をはじめ、超過勤務の縮減等職場における勤務条件に関する諸要求等多岐にわたっています。これらについての当局の考え方については、人事管理班長から申し上げますが、検討すべきは検討し、当局として適切に対応して参りたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

(中島人事管理班長)

それでは、要求書に対する「一括回答」を、私の方から行わせていただきます。

2の(1)林野庁本庁におけるキャリアプランの考え方を明確にすることについてですが、人事については、新たな人事評価制度に基づく評価結果や職員の意向を踏まえつつ、職員の経歴、適性、能力等を総合的に勘案し、適材適所を旨として実施して参りたい。

(2)女性職員の登用についての考え方を明確にすることについてですが、

女性職員の登用については、意欲と能力ある職員の登用を進めるため、登用候補者の掘り起こしに努めるとともに、農林水産省の「人事運営等に関する基本方針」に基づき、対処して参りたい。

3の(3)業務量を減らすための必要な事務改善等に努め、職員に対する業務指示を的確に行うことについてですが、事務改善については、国会・予算・法令等他律的業務が主体の部分について、効果的な事務改善には至っていないところであり、今後、人事・給与情報システムの導入を見極めつつ、可能なものから事務改善に取り組む必要があります。併せて、業務改善について、特に課内の業務の平準化や係長や係員からのボトムアップによる業務の見直しについて取り組むよう、幹部会や庁議を通じて指導して参りたい。

4の(1)超過勤務縮減について 平成17年5月16日に改正された「超過勤務の縮減について」(林野庁対策)林政課長通達の完全実施に努めることについてですが、超過勤務の縮減に当たっては、基本的には不要不急の超過勤務の防止に努めるとともに、やむを得ず超過勤務を命ずる場合にも必要最小限に止めることが重要であり、このためには、管理職員をはじめ、個々の職員が率先し、意志と意欲をもって取り組むことが必要であると考えております。農林水産省全体で、超過勤務縮減目標を定めることとし、一人当たりの月平均超過勤務時間を、平成15年度実績に比べ22年度まで概ね3割削減する。また、削減達成のための具体的な取組み事項を定め、積極的に取組みこととしたところであり、林野庁においては、これらの対策が実効あるものとなるよう、鋭意取り組んでいるところでありますが、平成21年度(2月末現在)の一人当たりの月超過勤務時間は、平成20年度実績に対し若干増加となっているところであります。今後においても、引き続き、超過勤務の縮減の取組みを強化して参りたい。

(2)本省における在庁時間削減目標を着実に達成するよう取り組むことについてですが、在庁時間削減に当たっては、超過勤務の縮減に取り組むことが重要と考えており、引き続き、幹部会、課長会議、超過勤務縮減対策委員会等を通じて取組みを周知しつつ、具体的には、メリハリのついた業務指示、管理職等による定時退庁の声かけ運動の促進等を行いながら、在庁時間削減に資するよう取組みを強化して参りたい。

(3)年休取得の促進のため、年次休暇取得計画予定表を各課室に整備し、また、長期連続休暇の取得を奨励することについてですが、年次有給休暇を積極的かつ計画的に使用することも重要であると考えており、年次休暇の計画的な使用促進のため、毎月上旬に、各課等において向こう3か月の計画表の作成など、職員が休暇を取得しやすい環境作りを積極的に推進するよう指導しているとともに、ノーツの毎日見る掲示板を利用した周知を図っているところであります。また、長期連続休暇の取得については、ゴールデンウィークや祝日を利用した年次休暇の取得により、長期の連続休暇を積極的に奨励しており、今後においても指導して参りたい。

3の職場スペース、会議室の確保・改善を図るとともに、分室の解消、ワンフロア化の推進に努めること。また、緊急避難時に対応できるよう環境整備に努めることについてですが、職場スペース及び会議室の確保等については、当局として最大限努力し取り組んできたところでありますが、今後も、引き続き関係部局と調整を図りつつ、職場スペース及び会議室の確保に努めて参りたい。

い。また、緊急避難のための環境整備については、日ごろから災害時の避難等がスムーズに行えるよう廊下、階段及び防火扉前に物を置かないよう機会あるごとに各課に指示し、協力を得ているところであります。今後とも、引き続き職場環境の整備に努めて参りたい。

6の執務室内でやむを得ず飲酒をする場合は、既存のルールを守ることに付てですが、庁内における飲酒については、これまでも、「農林水産省庁舎内における飲酒ルール」、等に基づき、庁舎内での飲食は、部・課長が必要と認められた場合で、開始から2時間以内、午後8時を目安とするなど周知を図ってきたところであります。引き続き、節度ある飲食となるよう指導して参りたい。

7の本庁レクリエーションの実施にあたっては、今後下火とならないよう努力することについてですが、国家公務員レクリエーションについては、その取り巻く情勢に鑑み、関係省から平成21、22年度の予算要求は行わないとの通知が発出されたところです。こうした状況の中、平成21年度においては、大臣官房厚生課の実施方針に基づき、省内における既存の用具等を活用した卓球大会、囲碁大会を企画・実施したところであります。今後においても、実施可能な範囲内において、レクリエーション委員会での審議を経て、適切な実施に努めて参りたい。

以上ですが、質問ございましたらお願いいたします。

(小島委員長)

行動計画について、本庁におけるキャリアプランを明らかにすべきと思いますが、いかがでしょうか。また、女性については盛り込まれていませんが、書き換える予定はないのですか。

(木村人事第1班長)

本庁におけるキャリアプランについては、先程一括してお答えしたとおり、適材適所を旨として実施することとしております。また、女性については行動計画に盛り込まれていませんが、基本方針に基づいて取り組んで参りたい。なお、行動計画を書き換える予定はありませんが、今後、情勢の変化等により、必要に応じて見直して参りたい。

(小島委員長)

超過勤務の削減については、各課の課長の取り組み方次第で頑張っている課もあればそうでない課もあります。林野庁としてどういう方針で臨むのかといったところについて、各課にご指導をお願いするとともに、林野庁対策について、徹底をお願いします。

(中島人事管理班長)

森林・林業再生プラン等、重要案件が山積する中で、超過勤務が増加しているが、今後も幹部会における超勤状況の情報共有、管理者による声かけ等、指導していきたいと考えております。

(小島委員長)

休暇について、民間では夏場に1週間、冬場に1週間休むという長期休暇取得を行っているところもあると聞きます。年に2回くらい長期休暇を取得し、リフレッシュを図れるよう指導をお願いします。

(中島人事管理班長)

長期休暇の取得については、ゴールデンウィーク等、連続する祝日の機会をとらえ、年次休暇の有効活用により連続する長期休暇を図るよう指導している

ところでありますが、今後においてもそうした機会をとらえ、各課を指導していく考えています。

(木村書記長)

来年度のレクリエーション計画はどうなっていますか。

(中島人事管理班長)

平成21年度については、卓球大会、囲碁・将棋大会を企画し、希望者が無かった将棋大会を除いて実施したところであります。22年度についても21年度と同様の卓球大会、囲碁・将棋大会を実施するよう考えているところです。

(小島委員長)

情勢が厳しい中、職員のリフレッシュする機会が少ないので、レクリエーションに限らず、職員がリフレッシュできるような機会を設けていただくようお願いします。

(中島人事管理班長)

実施可能な範囲の中で適切に取り組んでいく考えであります。

他に質問等が無いようですので、それでは、委員長の締めのご挨拶をお願いします。

(小島委員長)

本日はありがとうございました。今回交渉となった事項、また、管理運営事項等で交渉の対象とならなかった事項についても、一朝一夕には解決しない問題も多々あると思いますが、当局として職場の声としてしっかりと受け止めていただき対応よろしくをお願いします。

(中島人事管理班長)

最後に林政課長から締めくくり発言を行います。

(佐藤林政課長)

本日は限られた時間ではありましたが、貴組合のご意見・ご要望をお伺いし、当局の考え方を申し上げたところであります。交渉の中でもありましたように、超勤、休暇の問題等、職員の健康管理上も大変重要な問題だと認識をしており、林野庁としての重要案件が山積する中において、いかにメリハリをつけるかを考え、モチベーションを上げながら各管理者が率先して業務に取り組むよう、当局としても指導をしていく考えであります。今後についても、貴組合との信頼関係の上にたって、引き続きより良い職場づくりに努めて参りたいと考えているので、ご理解・ご協力をお願いします。

(中島人事管理班長)

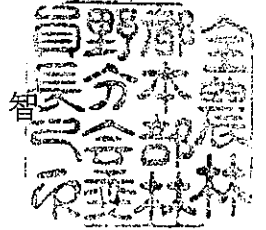
これをもちまして、本日の交渉を終了します。

(以上)

2010年3月10日

労務管理担当者
林野庁林政部林政課長
佐藤 速水 殿

全農林労働組合林野庁分会
執行委員長 小島



交渉申入書

1. 交渉を行う場所
別途
2. 交渉を行う日時
2010年3月23日(火)を希望
3. 交渉に出席する予定の者
組合側：分会委員長、副委員長、書記長ほか分会執行委員 計 6 名
4. 交渉の対象となる事項
別添要求書のとおり

林野庁長官 島田 泰助 殿

全農林東京地方本部林野庁分会

執行委員長 小島 智



2010雇用、労働・生活条件の改善についての要求書

私たちの生活と労働条件の維持・改善に向け下記のとおり要求を取りまとめました。

貴職にあつては、組合員及び職場の実態と意向を十分把握し、使用者責任を果たす立場から誠意を持って下記事項を実現するよう要求します。

記

I. 職場・行政民主化等について

1. 人事等について

- (1) 人事については、本人も了承し、周りも納得する公平・民主的な人事を行うこと。
特に、職員の意向把握については、人事希望調書のみならず、面談等の実施により本人の希望を可能な限り尊重するよう努力すること。
- (2) 昇任・昇格については、51年の長官表明を受け、係長，専門官，課長補佐等への有資格者全員を内局並に昇任・昇格させること。

2. 林野庁の人事交流の拡大に向けた行動計画について

- (1) 林野庁本庁におけるキャリアプランの考え方を明確にすること。
- (2) 女性職員の登用についての考え方を明確にすること。

3. 行政の民主化について

- (1) 業務運営の民主化を図る上で、業務の見直し、定員の削減、緊急対応など、労働条件に関わる事項については、事前に組合に説明すること。
特に、定員削減の実施に当たっては、削減するポスト、その理由、削減後の影響及び削減後の業務見直し等を明確にすること。
- (2) 定員削減、産休、育休などにより日常業務を超える業務が生じた場合は、速やかに臨時職員等を雇うなど必要な人員を補充すること。
- (3) 業務量を減らすための必要な事務改善等に努め、職員に対する業務指示を的確に行うこと。
- (4) 働き方と職場環境の変化に対応した心の健康づくり対策を各職場において具体化するとともに、メンタルヘルス対策を強化すること。

- (5) メンター制度の運用にあたっては、メンターがメンター相談を行うために必要な業務上の配慮を行うほか、メンターだけでは解決できない相談内容の場合には、管理監督者及び人事当局が必要な対応に当たるなど、制度を有効に活用できるよう取り組むこと。
- (6) 農林水産省改革の取組にあたっては、成果の報告や公表のみを目的とした無益な作業とならないよう、実効性を吟味した上でこれを効果的に進められるよう努めること。

4. 労働時間、休暇・休業等について

(1) 超過勤務縮減について

- ① 平成17年5月16日に改正された「超過勤務の縮減について」（林野庁対策）林政課長通達の完全実施に努めること。

このため、管理者の意識及び職員の自覚の高揚に努めるとともに、年間360時間の上限時間を厳守させるため、月30時間を超えた者の名簿を当組合に毎月提出すること。

- ② 超過勤務に必要な予算を確保し、労働時間に見合った超過勤務手当とすること。
- ③ 休日出勤は行わせないこと。やむを得ずさせる場合には、業務の緊急性、職員の意向等を勘案し必要最少限とするとともに、出勤命令及び振替休日の指定は、事前に行うこと。また、振替休日は確実かつ速やかに与えることとし、結果について十分把握すること。

- (2) 本省における在庁時間削減目標を着実に達成するよう取り組むこと。

- (3) 年休取得の促進のため、年次休暇取得計画予定表を各課室に整備し、また、長期連続休暇の取得を奨励すること。

- (4) 深夜残業の命令を行う場合は、タクシー、宿泊施設等を確実に確保すること。

II. 職場諸要求について

1. 庁舎の空調については、弾力的に運用すること。また、北・南別館の空調システムを抜本的に改善すること。
2. 国家公務員の宿舎については、安定した業務遂行と人材確保及び職員の生活環境の維持のため、国家公務員宿舎の適正な設置を関係機関に働きかけること。
また、宿舎の空き状況等を公開するとともに、宿舎決定の透明性を確保すること。
3. 職場スペース、会議室の確保・改善を図るとともに分室の解消、ワンフロア化の推進に努めること。また、緊急避難時に対応できるよう環境整備に努めること。
4. 業務上必要な旅費、庁費を確保すること。特に業務上必要な物品の購入等については柔軟に行うこと。
5. 喫煙対策については、「省における受動喫煙防止対策」をもとに喫煙コーナー以外での禁煙の徹底、喫煙コーナーでの排気装置の充実など実効ある対策を講ずること。
6. 執務室内でやむを得ず飲酒をする場合は、既存のルールを守ること。
7. 本庁レクリエーションの実施にあたっては、今後下火とならないよう努力すること。